

裁 決 書

審査請求人 うるま市〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇

処 分 庁 うるま市長

審査請求人が平成２８年１０月１８日に提起した処分庁による通知書番号〇〇〇〇〇〇、
〇〇〇に関する国民健康保険税の審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事 案 の 概 要

- 1 処分庁は、審査請求人に平成２８年度国民健康保険税１期が納期限（平成２８年７月
３１日）までに完納されていないことから、地方税法第７２６条第１項に基づき国民健
康保険税１期の税額の督促及び督促手数料の納付通知を平成２８年８月１９日に行っ
た。
- 2 審査請求人は、平成２８年１０月１８日、うるま市長に対し、本件処分について審
査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

審査請求人の主張は、平成２８年度の国民健康保険証を更新していないため、国民健康
保険税の税額及び督促手数料の金額のうち医療分について取消しを求めているものと解さ
れる。

本件審査請求を却下する理由

審査庁は、提出された審査請求の適法性について審査した結果、審査請求人は、審査請求書において処分庁の督促処分について審査請求をしているが、審査請求の趣旨は、課税処分の取消しを求めるものとなっている。課税処分である平成28年度国民健康保険税の賦課期日は、平成28年4月1日で、通知書発送日は、平成28年7月1日となっており、その通知書到着日は、発送日から1週間以内となっている。審査請求人が通知を受けてから3箇月以内に課税処分についての審査請求を行った事実はない。

課税処分は、国民健康保険税の納税義務を具現化し、その納付すべき税額を確定させることを目的とする手続であるのに対し、督促処分は、すでに具現化し確定した納税義務の履行を目的としてなされる徴収処分手続の一環である。すなわち、課税処分と督促処分とはそれぞれ独立する行政処分である。したがって、督促処分についての審査請求で課税処分の取消しを求めることはできないことから、本件審査請求は、不適法なものである。

本件審査請求を不適法なものとして、平成28年10月21日に審査請求人に対して補正を命じたが、平成28年10月28日に提出された補正書もまた、不適法なものである。

以上のとおり、本件審査請求は不適法であることから、行政不服審査法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成28年11月25日

審査庁 うるま市長

(教示欄)

この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、うるま市を被告として（訴訟においてうるま市を代表する者はうるま市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、審査請求の対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、うるま市を被告として（訴訟においてうるま市を代表する者はうるま市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。